



磯部 亜希 議員

空家等対策と移住を含めた有効活用について

空き家の情報把握に

自治会の力を借りてはどうか。

答 区や自治会への働きかけや連携の方法について検討していきます。

問 お試しハウスの活用についてはどうか。

答 市民生活部長

市が直接整備することは考えていませんが、空き家活用モデル事業補助金等で市民の方の主体的な取り組みを支援していきたいと考えています。

問 空家等対策の推進に

関する特別措置法に基づき指導等の進捗状況はどうか。

答 市民生活部長

平成28年度に実態調査を行い、管理状態の悪いものは立入調査を実施し、指導を進めてきました。平成29年度以降に空家相談窓口で対応してきた結果、略式代執行を行った2件を含めて67件が解体され、58件で修繕などの改善が図られています。

問 市内在住者の方で、

空家相談会に参加したいが、会場まで行けない場合の検討については。

答 市民生活部長

市内在住で高齢等のため相談会場に来られない方へは、個々の状況に応じて可能な範囲で対応を検討していきます。

問 活用が見込める空き

家の早期発見のため、空き家の情報把握に自治会の力を借りてはどうか。

答 市民生活部長

老朽化しないうちに対策することは大変重要です。区や自治会への働きかけや連携の方法について検討していきます。

問 空き家紹介情報の

ホームページには、間取り図や内装写真がなく、宅地建物取引業者のホームページにうまくリンクされていない。移住者の立場にたっ

答 市民生活部長

3月のリニューアル後、アクセス数は増えております。今後も取り組めるところから順次改善を図ります。

情報を得やすく工夫されることだが、目途はどのくらいか。



略式代執行

問 農地付き空き家の取

得について、農地法の対応はどうか。

答 農林水産部長

農地の権利取得には農地法において、原則50アールの下限面積が定められている一方で、例外も認められています。県内の農業委員会での取り組み状況についても事務レベルで情報交流を図りました。今後、関係部局との連携を図りながら模索していきます。



移住相談会の様子